

議事録

審議会等名	令和6年度第2回つくばみらい市文化財保護審議会
開催日	令和7年3月27日（木曜日）
開催場所	コミュニティスペースみらい ギャラリー
出席者	町田教育長 出席委員 滝沢、中野目、渡辺 事務局 大山課長、浅野室長、大藤主事、横川
議 事	・ 令和6年度文化財保護事業の概要について ・ 令和7年度文化財保護事業の予定について
議 事 概 要	・ 開会 午後2時00分 ・ 教育長あいさつ ・ 委員長あいさつ ・ 議事 （1）令和6年度文化財保護事業について 事務局より説明を行った。 ○質疑等 委員： 文化財の新規指定についての話があったが、何か見通しはあるのか。 事務局： 現在のところ、伊奈氏の開発事業に関する歴史資料を中心に調査を進めている。具体的な例を言えば、寺畑地区に所在する愛宕神社の供養塔がある。この供養塔は、鬼怒川・小貝川の分離に功績のあった寺畑村の弥左衛門が建てたことがわかっている。伊奈氏に関するものとしてはほかにも数点を把握しており、調査を重ねているところである。 委員： 関連する文書はあるのか。 事務局： いま申し上げた寺畑地区の供養塔については、関連する文書はない。供養塔に刻まれた文言からその建立の日付や由来等を把握するに留まっている。

	委員： 不動院に雷が落ちたので修繕したということであるが、避雷針に落ちなかったのか。 事務局： 雷は避雷針に落ちず、屋根等に落ちたものが伝ってまわってしまったと聞いている。 委員： みらい平消防署の建設は大きい事業であると思う。既存の出張所等はどうなるのであろうか。 事務局： 現在、東部出張所等がある。それらを統合・集約し、新しい消防署を建設すると聞いている。 委員： 市立富士見ヶ丘小学校のところか。 事務局： その通りである。小学校のすぐ南に建設予定となっている。 委員： 最近に新しくできた小学校のところとなる。 続いて、県実施事業についてはいかがか。 巡視の結果や不動院の老朽化、間宮林蔵の墓所等といった問題があった。不動院は戦前の旧国宝指定となる。もし何らかの問題が発生すれば、対応しなければならなくなる事案であろう。 その他のことについてはいかがか。昨年 12 月の「伊奈氏ゆかりの地」協定のイベントは多くの方々の御来場があり、盛況であったのは何よりと思う。新聞に掲載された記事も読んだ。 委員： イベントの成果を記録した小冊子は全戸に配らないのか。 事務局： 小冊子の部数は 200 部となっており、配付先は県内の図書館、教育機関等を検討している。また、友好都市の埼玉県伊奈町・川口市等に送
--	--

	る予定である。 委員： もう少し多く刷ればよかった。 事務局： PDF形式のデータを公開するということも考えられる。 いずれは市のホームページで公開し、ダウンロードしてもらえようなかたちにしたい。 委員： 文化財の新しい寄贈があった。 磯部倉雄氏の史料も寄贈された。磯部氏は私たちが福岡堰の史料を調査したときの事務局長であった。長くおられたのでお詳しかった。 吉葉長次氏の史料もある。私もお伺いした記憶がある。 しっかりとした史料が市内には残っている。 (2) 令和7年度文化財保護事業の予定について 事務局より説明を行った。 ○質疑等 委員： 結城三百石記念館の定期利用団体は、華道や茶道の団体が利用しているということか。 事務局： 長屋門のほうに機織り機があり、彩の会という機織りの団体が利用されている。 委員： 埋蔵文化財の件について、さきほどの消防署用地では合計5日間ほど実施しているがその結果はどのようなになっているのか。 事務局： 消防署の範囲としては、別紙資料2のアミカケ部分のとおりである。現在も試掘を進めていることから途中経過とはなるが、敷地内の3分の2程度が済んでいる。遺構の密度としては高くないとはいえ、農耕によるトレンチャーが入っているものも多く、埋蔵文化財専門員からも判断が難しいという意見がある。遺構と考えられるものが点在してい
--	--

	るという状況である。 消防署建設に対して、どのような影響を与えるかはすべての範囲を終了させ、報告書をまとめたうえで消防とも詰めていきたいと考えている。 委員： いま実施しているのは試掘ということによいか。すでに3分の2を掘っているのか。 事務局： 敷地全体の3分の2の範囲を試掘しているところである。 委員： そのなかをさらに部分的に掘っているということか。 作っていただいた資料を見ると包蔵地調査カードに縄文土器がかなり落ちているというようなことが書いてあり、遺構が残っているとすると最終的には本調査に至らざるを得ないように資料の限りでは見受けられた。 最後に事務局から、令和7年4月1日付の人事が内示されたことに伴う次年度の生涯学習課文化振興室の新しい体制に関する説明を行った。 ・閉会 午後4時
そ の 他	傍聴人 1名